

国の抗原検査キットを使用した集中的検査の実施と抗原検査キット配付 Q & A

1 配付について

項番	Q	A
(1)	いつ届くのか。	土・日・祝日を除く平日です。時間は9～21時の間です。11月末日までに届く見込みです。配送業者が順番に配送するため、各施設の配付日はお答えしかねますのでご了承ください。
(2)	いくつ届くのか。	おおむね、常勤職員数×12回（12月から2月までの3か月分）です。予備数を加えてお配りしています。
(3)	配送業者はどこか。	ヤマト運輸（株）です。
(4)	受け取れなかった場合はどうなるか。再配達はあるか。	再配達があります。受取りがされなかった場合は、不在連絡票が入ります。
(5)	どの部署の名前で届くのか。	差出人は、「横浜市健康福祉局健康安全課（集中的検査事業）」です。
(6)	届いたらすぐ使って良いか。	集中的検査は12月1日以降に開始してください。11月中は実施する必要はありません。
(8)	なぜ職員全員分ないのか。	数に限りがあることから、これまで横浜市から各施設に抗原検査キットを配付した際の配付数の考え方を適用しました。なお、若干の予備を加えています。
(9)	足りなくなったら追加でもらえるか。	追加配付はありません。

2 検査について

項番	Q	A
(1)	何のために使うのか。配付の目的は。	この抗原検査キットは、園内での感染拡大を防止するために配付するものです。保育現場は三密を防ぐことが困難で、感染が広がりやすい施設です。現場の方々が少しでも安心して働けるよう、高齢者施設等を主な対象とした厚生労働省による集中的検査の実施要請を踏まえ、本市では保育・教育施設も対象にすることとしました。 職員の皆さまに安心して働いていただくためにご活用いただくものであり、検査を強制するものではありません。
(2)	絶対に使用しないとしないのか。	今回の抗原検査キット配付による集中的検査は感染拡大防止対策として実施していただくものですが、検査を希望しない人には配付する必要はありません。（強制ではありません。） 風邪症状のある職員に優先的に配付するなど、施設内で有効に活用していただくようお願いいたします。
(3)	どのように配付すればいいか。	検査を実施する職員に抗原検査キット12個を配付し、各自が任意の曜日に検査を実施する方法などが考えられます。 また、検査を実施する職員にその都度配付する等、園の実状に合わせて配付していただいで構いません。
(4)	常勤職員以外の職員に使ってはいけないのか。	配付数が決まっているため常勤職員数を基に配付しましたが、常勤職員以外の職員も使用できます。風邪症状のある職員に優先的に配付するなど、感染拡大防止につながるよう施設内で有効に活用していただいで構いません。
(5)	児童や保護者に配付してよいのか。	職員用ですので、配付しないでください。
(6)	いつ使えばいいか。全員同じ時間に実施する必要は。	横浜市では週1回の検査実施をお願いすることとして、国から検査キットの配付を受けていますので、指定の曜日や時間帯はありません。出勤前に自宅で使用したり、休日に使用したりするなど、各園の実状に合わせて決めていただいで結構です。
(7)	検査は週に1回で良いのか。	横浜市は週1回の検査実施をお願いすることとして、国から検査キットの配付を受けています。

(8)	余ったらどうすればいいか。	集中的検査の実施期間は2月末までの3か月間ですので、万が一余った場合でもそれ以降の集中的検査の実施は不要です。また、使用しなかった抗原検査キットは返却不要です。
(8)	集中的検査の実施を保護者に伝えて良いか。	集中的検査の実施について保護者に周知していただくことは構いません。施設宛の依頼文は市HPに掲載しておりますのでご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/000000000.html
(9)	国の通知を見たい。	以下URLから確認できます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000988301.pdf
(10)	この取組は横浜市だけなのか。	国からは、入所系の高齢者施設、障害者施設等は必ず対象とするよう通知があり、小学校や幼稚園、保育所等は、対象とすることを検討するよう依頼がありました。これを受け、横浜市では小学校、幼稚園、保育所等も対象にしており、この判断は自治体により異なります。
(11)	検査をしない職員は、出勤できないのか。	個々の職員が検査をするかどうかは任意です。検査しないことをもって、差別的な取扱いを行わないようにしてください。
(12)	陽性者が出て園の運営が困難になった場合、休園せざるを得ないがよいか。	これまでと同様、職員に多くの陽性者が発生する等の状況が生じたことにより国基準の配置を割り込む恐れがあるなど、安全な保育体制の維持が困難になる場合は、まず各区こども家庭支援課にご相談ください。
(13)	無症状で陽性となった場合の待機期間について	集中的検査で陽性が判明した場合も、その他の検査や医師の診断等で判明した陽性者と同様の対応となります。なお、無症状だった場合は、 ・検査日の翌日から8日目に療養解除となります。 ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目の療養解除が可能です。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、マスクを着用する等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

3 報告について

項番	Q	A
(1)	陽性者数の報告はどのタイミングで行えばよいか。	これまでも園関係者にコロナ陽性者が発生した場合はご報告いただいておりますが、これと合わせて報告をお願いします。
(2)	陽性者数の報告は必ず必要か。	陽性者数については、国を含む関係機関へ共有するほか、今後の対応方針策定の基礎データとして活用していますので、引き続き把握と報告についてご協力をお願いいたします。
(3)	検査数や、陰性者数の報告はしなくていいか。	報告は不要です。陽性の時のみ、ご報告をお願いします。
(4)	キントーン以外の報告方法は無いのか。	キントーンが使用できない場合は各区こども家庭支援課に個別にご連絡ください。
(5)	キントーンのアカウントが分からない。	各区こども家庭支援課、又はこども青少年局保育・教育運営課にご相談ください。